

8 焼損事故の状況

焼損事故とは、火災の3要素が1つでも該当しないものをいい、ひとたび間違えると火災になる恐れがある事故で、当市では、焼損事故に関しても火災と同様に、事故原因の調査を実施している。

(参考) 火災の3要素とは

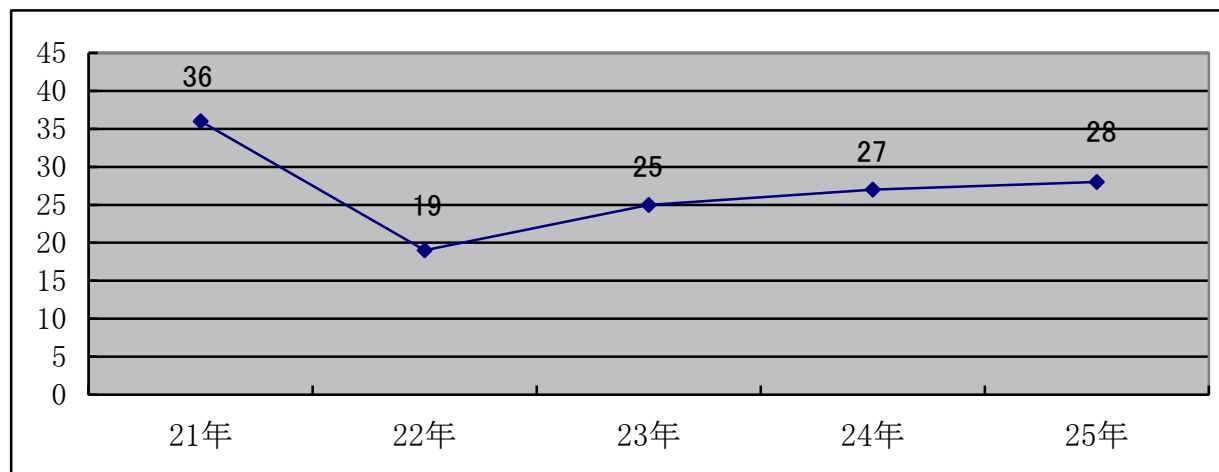
- 1 人の意図に反して又は放火により発生すること。
- 2 消火の必要がある燃焼現象であること。
- 3 消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とすること。

(1) 発生状況～前年より1件増加～

平成25年中の焼損事故件数は28件で、前年に比べ1件の増加となっている。

焼損事故件数の推移は、図8-1-1に示すとおりである。

図8-1-1 焼損事故件数の推移（最近5年間、単位：件）



電気コードが焼けた状況



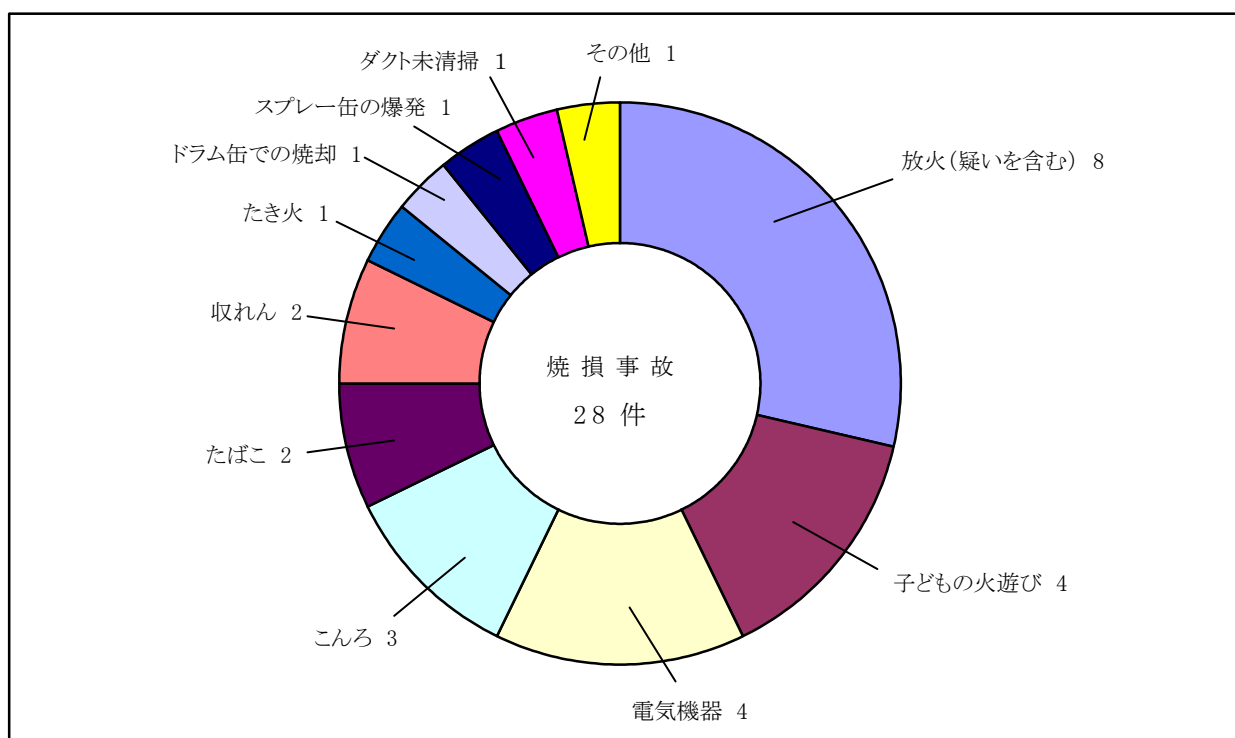
電気コンロが燃えた状況

(2) 発生原因～「放火」が多数～

平成 25 年中の焼損事故を原因別にみると、「放火（放火の疑いを含む。）」による発生件数が 8 件（28.6%）と最も多く、次いで、「子どもの火遊び」「電気機器」がそれぞれ 4 件（14.3%）、「こんろ」が 3 件（10.7%）、「たばこ」「収れん」がそれぞれ 2 件（7.1%）、「たき火」「ドラム缶での焼却」「スプレー缶の爆発」「ダクト未清掃」「その他」がそれぞれ 1 件（3.6%）となっている。

焼損事故の原因は、図 8-2-1 に示すとおりである。

図 8-2-1 焼損事故の原因（単位：件）



(3) 住宅用火災警報器～奏功事例が 1 件～

平成 25 年中の焼損事故の中で、住宅用火災警報器の設置を要する箇所で発生したものは 6 件で、そのうち、住宅用火災警報器が発報したのは 1 件となっている。

奏功事例とは、住宅用火災警報器の発報により、居住者若しくは付近住民に確認され、被害が拡大することを未然に防いだものである。

焼損事故発生状況は、表 8-3-1 に示すとおりである。

表 8-3-1 平成 25 年中の焼損事故発生状況

| No. | 発生場所 | 発生箇所 | 原因 | その他 |
|-----|------------|---------------|--------------|------|
| 1 | 住宅 | ベランダ | 収れん | |
| 2 | 共同住宅 | 台所 | こんろ | 奏功事例 |
| 3 | 住宅 | 台所 | スプレー缶の 爆発 | |
| 4 | 公園 | 公園内北側 | 不明 | |
| 5 | 住宅 | ダイニング | 電気機器 | |
| 6 | 住宅 | 台所 | 電気機器 | |
| 7 | 飲食店 | 客席 | ダクト未清掃 | |
| 8 | 物品販売 店舗 | 売場 | 放火 | |
| 9 | 公園 | トイレ | たばこ | |
| 10 | 共同住宅 | エントランス | 火遊び | |
| 11 | 共同住宅 | エントランス | 放火の疑い | |
| 12 | 共同住宅 | 共有廊下 | 放火の疑い | |
| 13 | 共同住宅 | 階段 | 放火の疑い | |
| 14 | 道路上 | ゴミ捨て場 | 放火の疑い | |
| 15 | 小学校 | グラウンド西側 | 火遊び | |
| 16 | 遊技場 | 客席 | 電気機器 | |
| 17 | 共同住宅 | 台所 | こんろ | |
| 18 | 道路上 | 公道上 | ドラム缶での 焼却 | |
| 19 | 共同住宅 | 居間 | 収れん | |
| 20 | 物品販売 店舗 | 敷地内 | 放火 | |
| 21 | 公園 | 通路 | たき火 | |
| 22 | 共同住宅 | 共有通路 | 電気機器 | |
| 23 | 集会所 | 集会室 | 放火 | |
| 24 | 橋 | 橋脚 | たばこ | |
| 25 | 共同住宅 | 台所 | こんろ | |
| 26 | 共同住宅 | エントランス | 火遊び | |
| 27 | 寺 | 敷地内 | 火遊び | |
| 28 | 物品販売 店舗 | エレベーターホ ール | 放火 | |

